

新旧対照表

(注)アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改正後	改正前
<p>第11条の2((被災者向け優良賃貸住宅の割増償却)関係)</p> <p>(適用要件の判定単位)</p> <p>11の2—1 個人の有する賃貸住宅に係る震災特例法令第13条の2第2項柱書きに規定する各独立部分(以下11の2—4までにおいて「各独立部分」という。)の数が<u>10又は4以上</u>であるかどうか並びに同項第1号及び第2号に規定する要件を満たすかどうかは、同項に規定する共同住宅又は長屋(以下11の2—5までにおいて「共同住宅」という。)の1棟ごとに判定することに留意する。</p> <p>また、同項第3号から第6号までに規定する要件を満たすかどうかは、共同住宅に係る各独立部分ごとに判定することに留意する。</p> <p>(床面積の意義)</p> <p>11の2—6 震災特例法令<u>第13条の2第2項</u>に規定する床面積は、建築基準法施行令第2条第1項第3号に規定する床面積によるものとする。</p>	<p>第11条の2((被災者向け優良賃貸住宅の割増償却)関係)</p> <p>(適用要件の判定単位)</p> <p>11の2—1 個人の有する賃貸住宅に係る震災特例法令第13条の2第2項柱書きに規定する各独立部分(以下11の2—4までにおいて「各独立部分」という。)の数が<u>10以上</u>であるかどうか並びに同項第1号及び第2号に規定する要件を満たすかどうかは、同項に規定する共同住宅又は長屋(以下11の2—5までにおいて「共同住宅」という。)の1棟ごとに判定することに留意する。</p> <p>また、同項第3号から第6号までに規定する要件を満たすかどうかは、共同住宅に係る各独立部分ごとに判定することに留意する。</p> <p>(床面積の意義)</p> <p>11の2—6 震災特例法令第13条の2第2項第3号に規定する床面積は、建築基準法施行令第2条第1項第3号に規定する床面積によるものとする。</p>